

# KTS HOJIN

上十三ほうじん会報No.121



■2018年4月1日発行 ■十和田市西二番町4-11：公益社団法人 上十三法人会 広報委員会

# 会長の独り言



会長 白山春男

今年、2月の韓国で行われた「オリンピック冬季競技大会」と「パラリンピック冬季競技大会」色々な意味で熱戦を繰り広げ、前回の大会での雪辱を果たした人や若い人たちが頑張って、入賞するなど、新しい流れなのか、いろいろな変化を感じた大会でした。

来る2020年の東京オリンピックは日本選手が頑張ってくれと信じていますが、いかなる結果が出るにしても、平和の祭典と言われるぐらいですから、国際紛争の駆け引きに使われないようにして貰いたいものです。

さて、去年の暮れに行なわれました「まんが税金展」や「税についての作文」はたくさんの小・中・高校生の参加を得て実施されました。受賞された皆さんおめでとうございます。また、女性部会が実施した「絵はがきコンクール」では東北連で入賞した竹ヶ原楓さん、青森県で入賞した新館倅幸和さん、おめでとうございます。

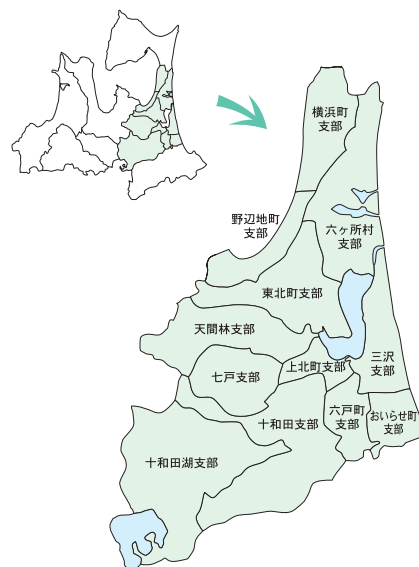
また昨年行われました納税表彰式では十和田税務署長表彰の杉山徹氏、中村秀行氏、東北六県法人会連合会長表彰の川上元尋氏、国税局長表彰の竹ヶ原實氏、そして、国税長官表彰では私、白山春男が受賞いたしました。各氏におかれましては誠にありがとうございます。

今、地域経済の担い手である中小企業が抱える大きな問題に対するキーワードはイノベーションとっております。地方の人口減少が叫ばれる中、当地域としても人材確保が急務であり、技術や知識の移譲がスムーズに行われてこそ、持続可能な展開が望めるものと思います。そのためにも中小企業への税制措置や施策を強力に要望していかなければならないと思っております。

これからも法人会は、会員企業が抱える多くの問題を関係方面に強く要望してまいりますので、会員企業の皆様のご理解とより一層のご協力をお願いし、ご挨拶いたします。

## CONTENTS

- 会長の独り言……………2  
上十三法人会会長 白山春男
- 十和田税務署だより……………3
- 税理士からのひとことアドバイス……………5
- 本部・支部だより……………6
- 青年部会だより……………7
- 女性部会だより……………7
- スケジュール……………7



### ■稲生川

全国疎水百選となった稲生川は1859年（安政6年）5月4日に十和田湖を源とする奥入瀬川から三本木原へ上水し、三本木原台地を東西に太平洋岸まで横断する人工河川。新渡戸家三代にわたり1871年（明治4年）頃までに2カ所の穴堰を含む水路が完成している。その後、1937年（昭和12年）には国営開墾事業となり、現在、総延長約71kmとなっている。



# 十和田税務署だより

## 平成31年10月から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることに伴い、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率の対象品目は次のとおりです。

### 軽減税率の対象品目①

#### 軽減税率の対象品目

##### 飲食料品



飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。また、「食品」には、「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が除かれ、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

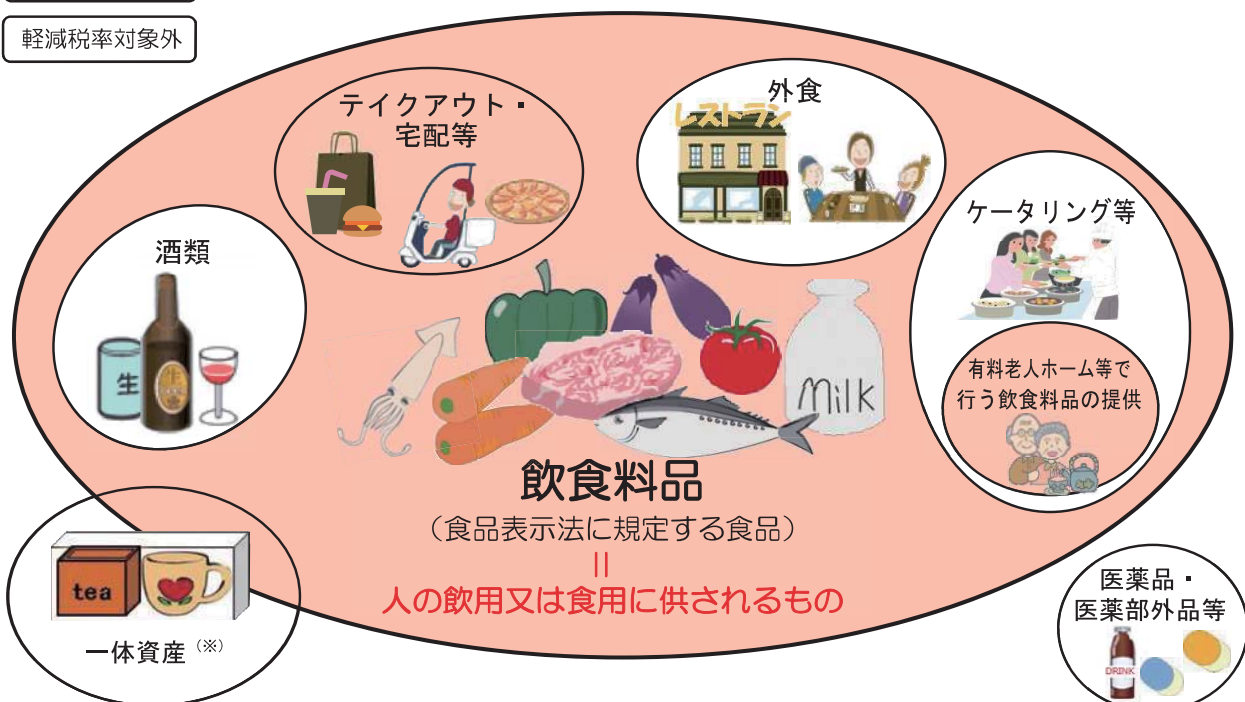
##### 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

#### 《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

軽減税率対象外



※一定の一体資産は飲食料品に含まれます（詳しくは次ページ参照）。

## 軽減税率の対象品目②

### 一体資産の取扱い

「一体資産」とは、おもちゃ付きのお菓子（右図参照）のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。

一体資産のうち、**税抜価額が1万円以下**であって、**食品の価額の占める割合が2/3以上**の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

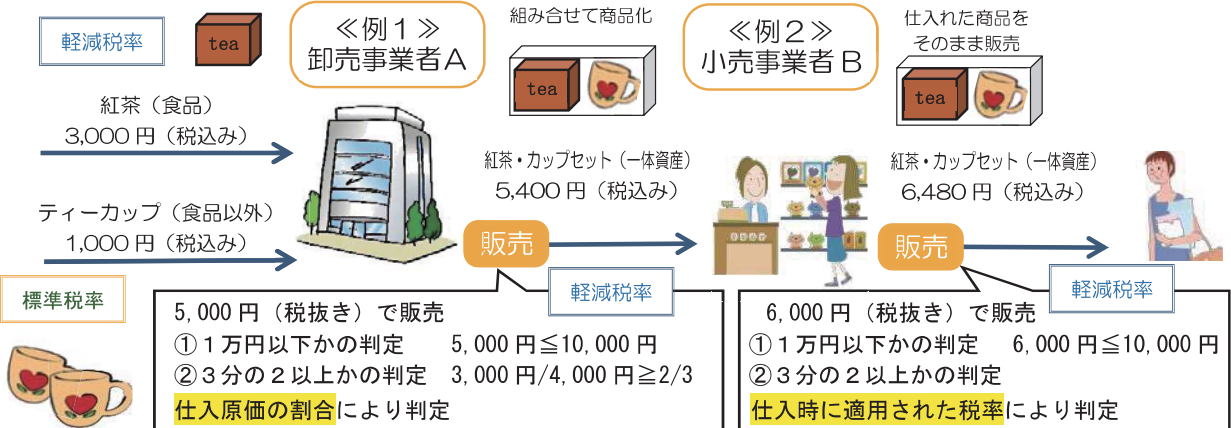


### 「食品の価額の占める割合」の具体例

事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の《例1》・《例2》のように事業者が合理的に計算した割合であれば、これによって差し支えありません。

《例1》卸売事業者A：一体資産の販売に係る原価のうち食品の原価の占める割合で判定

《例2》小売事業者B：一体資産を仕入れてそのまま販売しており、仕入先が適用した税率で判定



### 外食・ケータリング等

外食やケータリング等は、軽減税率の対象となりません。

※テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は、軽減税率の対象となります。

**外食とは...** 飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供

標準税率



**テイクアウトは...**

軽減税率

飲食店業等が行うものであっても、テイクアウトは、単なる飲食料品の譲渡であり、軽減税率の対象  
※「外食」か「テイクアウト」かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定します。



**ケータリング等とは...** 相手方が指定した場所において行う役務を伴う飲食料品の提供

標準税率

**出前・宅配は...**

軽減税率

出前・宅配等、単に飲食料品を届けるだけのものは、軽減税率の対象



※以上の内容は、国税庁HP「よくわかる消費税軽減税率制度（平成29年7月）」より抜粋しています。

詳しくは国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) 又は十和田税務署へ (☎0176-23-3151)

税理士からの

## ひとことアドバイス



### 賃上げなどに積極的な 中小企業の税負担を優遇

岩間貴税理士事務所

税理士 岩間 貴氏

現行の所得拡大促進税制は、平成30年3月31日に期限を迎えますが、昨年12月14日「平成30年度税制改正大綱」が公表され、内容が改められ拡充される予定です。その内容については法令の確定段階で再度内容のご確認をしていただければと思います。

この取扱いは、青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において積極的な賃上げと国内設備投資、生産性向上に繋げる人材投資を行った大企業は増やした給与総額の最大20%を法人税額から差し引けるようにし、さらに国内企業数の約99%を占める中小企業は一定の要件を満たせば最大25%を引けるようにするなど賃上げを促す目的で税優遇が手厚くなっています。

#### 【大企業】

- (1)下記2要件を満たした場合に、給与支給総額のうち、前年度より増えた部分の15%を支払う法人税から差し引く。
- ・平均給与等支給額：前年度比3%以上増
  - ・国内への設備投資：当期の減価償却費の9割以上
- (2)さらに、社内研修など、人材投資を前期と前々期の平均より1.2倍以上に増やした場合、控除率を5%上乘せし、給与増加額の20%を減税する

- (3)減税の限度額：当期の法人税額の20%を上限とする

#### 【中小企業】

- (1)「平均給与等支給額：前年比1.5%増」の要件を満たした場合に、給与支給総額のうち、前年度より増えた部分の15%を支払う法人税から差し引く。
- (2)下記2要件を満たした場合に、控除額を10%上乘せし、給与増加額の25%分を減税する
- ・平均給与等支給額：前年度比2.5%以上増
  - ・人材投資：前期の1.1倍以上
- (3)減税の限度額：当期の法人税額の20%を上限とする

賃上げや設備投資などに積極的な企業は優遇され、消極的な企業は冷遇される仕組みで、いわば「アメとムチ」による投資促進策といえる。背景には法人税実効税率の引き下げに取り組んできたにもかかわらず、企業の利益が内部留保として積み上がり、賃上げが広がりを欠いたことにより経済の好循環の妨げになっている現況にある。狙いは賃上げによる消費拡大であるが、来年の10月には消費税増税も予定されており、家計への負担増は消費に悪影響を及ぼす恐れもあることから今後の経済の動向に注目したい。



## 本部・支部だより

1月24日(水)

決算期別法人説明会〈1～4月決算法人対象〉  
(十和田奥入瀬合同庁舎 午前・午後)

1月25日(木)

決算期別法人説明会〈1～4月決算法人対象〉  
(三沢市総合社会福祉センター)

1月30日(火)

新春講演会  
「どうなるこれからの日本」  
～ニュースの目 報道キャスターの裏側～  
講師：元NHKアナウンサー  
キャスター 宮川 俊二氏  
(富士屋グランドホール)



3月6日(火)

管理者教養セミナー  
「部下のほめ方・叱り方講座」  
講師：(有)島田教育総合研究所  
代表取締役 島田 義也氏  
(サン・ロイヤルとわだ)  
〈共催/青年部会・十和田支部〉

3月28日(水)

第3回理事会・厚生制度説明会  
(富士屋グランドホール)

### ◆東北町支部

1月16日(火)

新春講演会〈共催〉  
「2018年 時代の潮流を読む」  
講師：ゼネラルコーディネーター  
本多 功夫氏  
(東龍館)



### ◆野辺地町支部

1月16日(火)

新春講演会〈共催〉  
「儲かるための経営と  
企業成長のためのポイント」  
講師：ドラゴンキューブ(株)  
会長 平井 茂氏  
(野辺地町観光物産PRセンター)



### ◆七戸支部

1月19日(金)

新春基調講演会〈共催〉  
「青森県内の景気動向」について  
講師：日本政策金融公庫青森支店  
国民生活事業統括  
朝広 純一氏  
(七戸町商工会館)



### ◆横浜町支部

1月23日(火)

販売促進実技講習会〈共催〉  
「販促ボード作成と  
効果的使用法」  
講師：Trezor(トレゾア)  
代表 小松原 真理子氏  
(横浜町商工会館)



### ◆十和田湖支部

1月24日(水)

新春講演会〈共催〉  
「徳川三代に学ぶ事業承継」  
講師：中間管理職お悩み解決奉行  
代表 神尾 弘和氏  
(十和田湖商工会館)

### ◆おいらせ町支部

1月24日(水)

新春講演会並びに会員交流会  
〈共催〉  
「相続税節税策の裏表」  
～滞納整理にまつわるエピソード～  
講師：十和田税務署  
署長 長谷川 光政氏  
(月見旅館)



### ◆六戸町支部

1月26日(金)

新春講演会  
「2018年 時代の潮流を読む」  
講師：ゼネラルコーディネーター  
本多 功夫氏  
(六戸町商工会館)



### ◆三沢支部

2月8日(木)

税制調査提言活動  
三沢市内税理士と支部役員意見交換会  
(ホテルグランヒルつたや)

## 青年部会だより

- 1月17日(水) \_\_\_\_\_  
租税教室 (十和田市立法奥小学校)
- 1月18日(木) \_\_\_\_\_  
租税教室 (十和田市立南小学校)
- 1月19日(金) \_\_\_\_\_  
租税教室 (六戸町立六戸小学校)
- 1月25日(木) \_\_\_\_\_  
租税教室 (十和田市立沢田小学校)
- 2月6日(火) \_\_\_\_\_  
租税教室 (十和田市立三本木小学校)

## 女性部会だより

- 2月1日(木) \_\_\_\_\_  
税の絵はがき作品審査会  
入賞10作品、佳作10作品を選定
- 2月14日(水) \_\_\_\_\_  
租税教室 (六戸町立開知小学校)
- 3月8日(木)～15日(木) \_\_\_\_\_  
税の絵はがき作品展示会  
(十和田奥入瀬合同庁舎1階)

## 青森県法人会連合会表彰

平成30年3月23日：ホテル青森

青森県連合会表彰式がホテル青森において開催され、永年にわたり法人会活動に貢献された県内の法人会の役員・職員が表彰されました。当法人会からは田島一史氏と岩間恵美郎氏の2名の役員が表彰されました。



## 税の絵はがきコンクール

## 上十三からの応募554点

女性部会主管による第2回「税の絵はがきコンクール」に、今年も管内17校の小学6年生554名から作品が寄せられました。どれも素晴らしい作品でした。上十三女性部会で選考された10点は、青森県連そして東北六県連での更なる厳正な審査を経て、青森県法人会連合会会長賞を藤坂小学校の竹ヶ原楓さん、青森県法人会連合会女性部連絡協議会入賞をちとせ小学校の新舘倅幸和さんが受賞。また上十三法人会女性部会長賞には南小学校の清水目柳々さん、十和田税務署長賞に三本木小学校の舘向虹夏さん、そして上十三法人会長賞にはちとせ小学校の山口大翔さんが選ばれました。

なお、今回の税の絵はがきコンクールには、東北全体で676校21,669点、県内では59校2,280点の応募がありました。

※「税の絵はがき」20点を展示します。会報121号(特別版)をご覧ください。

## 協会けんぽからのお知らせ 平成30年度 健康保険料率について

全国健康保険協会(協会けんぽ)青森支部では、県内の中小企業の従業員とそのご家族が加入する健康保険事業を運営しています。

平成30年度における当支部の健康保険料率は据え置きとなりますが、介護保険料率は3月分(4月納付分)保険料より1.65%から1.57%に引下げとなります。

厳しい医療保険の財政状況の中、協会けんぽのさまざまな取組みにおける、加入者及び事業主の皆さまのご理解とご協力に対して感謝申し上げます。保険料額はホームページからご覧いただけます。

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会 青森支部  
青森市長島2-25-3 ☎017-721-2799(代表)  
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

## 4月スケジュール

5日(木)～9日(月)

税の絵はがき作品展示会  
(十和田市市民交流プラザ トワーレ)

## 5月スケジュール

22日(火)

決算期別法人説明会〈5～8月決算法人対象〉  
(十和田奥入瀬合同庁舎 午前・午後)

23日(水)

決算期別法人説明会〈5～8月決算法人対象〉  
(三沢市総合社会福祉センター)





法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

## 総合型V Tタイプは重度の身体障がい状態による リタイアリスクから会社と家族をまもります

### 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高1億円の就業障がい保険金を支払います。

無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)

#### 病気による身体障がい状態の例

例えば



- 高血圧が長く続き、腎硬化症を発症…その後悪化し、慢性腎不全となり、永続的な人工透析療法を開始
- 遺伝体質にクわえ、肥満・過食・運動不足などから、糖尿病を発症…その後悪化し、糖尿病性網膜症となり、両眼を失明

#### 事故による身体障がい状態の例

例えば



- 納期に間に合わせるため徹夜が続き…作業中にプレス機に挟まれ両腕のひじから下を切断
- 取引先へ向かっている途中に…交通事故で脊柱を損傷し寝たきりに

事故より怖い  
病気のリスク

病気による

身体障がい者数の割合 約**54.9%**



事故・けがによる

身体障がい者数の割合 約**14.3%**

※「事故・けが」「病気」が障がいの原因と回答した方の割合(「災害」「出生時の損傷」「加齢」「その他」等の回答は除く)

[出典]厚生労働省「平成23年生活のしづらさなどに関する調査」(65歳未満の身体障がい者手帳所持者の障がい原因をもとに当社独自に集計)

- 万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は払込総保険料を下回ります。
- 就業障がい保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し重複しては支払いません。
- 保険金額1億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・満期保険金・配当金・保険料の払込免除のお取扱いはありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、平成30年1月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

青森営業部 八戸営業所/青森県八戸市廿三日町10番地  
(石万ビルディング2F) TEL 0178-43-3105

**AIG** AIG損害保険株式会社

八戸支店/青森県八戸市三日町2  
(青銀・明治安田生命ビル4F) TEL 0178-24-1271

F-29-1008(平成29年11月8日)